

立候補届出前の 選挙運動は 禁止されています。

「先んずれば人を制す」ということわざは、選挙では通用しません。立候補届出前の選挙運動は無用な競争を招き、選挙運動費用も増加させるおそれがあるため、すべて禁止されています。フェアでお金をかけない選挙を実施するためにスタートは全候補者、同時です。



次のような人たちは 選挙運動が 制限されています。

〈全面的に禁止されている人〉

- 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、警察官など）
- 満18歳未満の者
- 選挙犯罪を犯したため、選挙権・被選挙権を停止されている者

〈関係区域内で禁止されている人〉

- 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長など）

〈地位を利用したの選挙運動を禁止されている人〉

- 国・地方公共団体の公務員
- 特定独立行政法人・特定地方独立行政法人の役職員
- 公庫の役職員
- 教育者

